



2022年11月24日

各 位

会社名 株式会社グッドスピード
代表者名 代表取締役社長 加藤久統
(コード番号: 7676 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 松井靖幸
(TEL 052-933-4092)

定時株主総会の付議議案に関するお知らせ

当社は、2022年11月24日開催の取締役会において、下記のとおり、2022年12月23日開催予定の第20回定時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定時株主総会付議議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

2. 議案の概要

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されました。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するものであります。

株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。それに伴い、上記の削除される規程の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u>

(新 設)	<p>第19条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 <u>(株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>2. <u>本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>
-------	--

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	加藤 久統 <small>かとう ひさのり</small> (1976年11月16日生) 【再任】	1995年4月 (株)シーアイシー(現 (株)ファブリカコミュニケーションズ) 入社 2002年8月 グッドスピード設立 2003年2月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 2011年7月 (株)グッドサービス代表取締役就任 (合併後消滅会社) 2021年3月 (株)チャンピオン (現 (株)チャンピオン76) 代表取締役就任 (現任)	910,400株
取締役候補者とした理由 当社創業者である加藤久統氏は、当社の経営を指揮し、豊富な経験と高い見識を今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。			
2	横地 真吾 <small>よこち しんご</small> (1977年5月18日生) 【再任】	2000年4月 (株)セントラルファイナンス (現SMBCファイナンスサービス(株)) 入社 2005年5月 当社入社 2007年3月 当社取締役営業本部長 2011年7月 (株)グッドサービス取締役 (合併後消滅会社) 2017年11月 当社常務取締役 2021年3月 (株)チャンピオン (現 (株)チャンピオン76) 取締役就任 2022年4月 当社専務取締役 (現任)	39,000株
取締役候補者とした理由 横地真吾氏は、略歴のとおり入社以降、営業部門に携わり、2007年に取締役に就任し、2017年			

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
		より常務取締役、2022年より専務取締役に就任しております。営業部門を通じて培われた豊富な経験とリーダーシップを今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
3	ひらまつ けんた 平松 健太 (1984年11月27日生) 【再任】	2006年7月 当社入社 2015年10月 当社取締役輸入・ミニバン事業部長 2017年7月 当社取締役営業部長 2019年5月 当社取締役営業本部長 2021年10月 当社取締役流通本部長(現任)	12,700株
	取締役候補者とした理由 平松健太氏は、略歴のとおり入社以降、営業部門に携わり、2015年に取締役に就任しております。営業部門を通じて培われた豊富な経験とリーダーシップを今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
4	まつい やすゆき 松井 靖幸 (1978年12月5日生) 【再任】	2001年4月 (株)プロトコーポレーション入社 2018年6月 当社入社管理部長 2018年10月 当社執行役員管理部長 2019年5月 当社執行役員管理本部長 2021年3月 (株)チャンピオン(現 (株)チャンピオン76) 取締役就任(現任) 2021年12月 当社取締役管理本部長(現任)	4,100株
	取締役候補者とした理由 松井靖幸氏は、略歴のとおり入社以降、管理部門に携わり、2018年に執行役員、2021年より取締役に就任しております。管理部門や内部統制に関する豊富な知識、見識を有しており、今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また2名は今回の株主総会で退任いたします。つきましては新任2名を含む、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	くわやま けんじ 桑山 賢治 (1955年3月27日生) 【新任】	1978年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2000年1月 さくらキャピタルインディアリミテッド社長 2002年4月 株式会社三井住友銀行ムンバイ支店長 2007年10月 アルフレッサ ホールディングス株式会社入社 2009年4月 同社内部統制・法務部長 2014年6月 同社監査役	-株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 桑山賢治氏は、金融機関での国内外の営業・企画および会社経営の経験に加え、医療用医薬品等卸売事業会社での内部統制・法務部長や常勤監査役としての職務執行により、法務・財務会計およびガバナンスに関する幅広い知識と豊富な経験を有しています。同氏の知見を当社の経営に活かして頂けると期待したためであります。		

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	まつい たかし 松井 隆 (1976年11月1日生) 【再任】	2007年9月 司法試験合格 2008年12月 弁護士登録 2008年12月 川上・原 法律事務所(現 オリンピア法律事務所) 入所 2012年1月 松井法律事務所設立 2013年4月 日本知的財産仲裁センター名古屋支部運営委員(現任) 2016年4月 弁護士法人菅沼・松井・三宅法律事務所(現 御園総合法律事務所) 代表社員(現任) 2020年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2022年4月 名古屋市行政不服審査会委員(現任) 2022年6月 サン電子株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	-株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 松井隆氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与していませんが、略歴のとおり弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、その経験をコンプライアンスの観点から当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。			
3	いわもと かずよし 岩本 一良 (1974年3月6日生) 【新任】	1996年10月 監査法人伊東会計事務所(現有限責任あずさ監査法人) 入所 2000年4月 公認会計士登録 2020年7月 岩本一良公認会計士事務所開業(現任) 2021年12月 ジャパンワランティサポート株式会社社外取締役(現任)	-株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 岩本一良氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与していませんが、略歴のとおり公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しております。専門家として特にガバナンスの向上・内部統制強化の観点で当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 桑山賢治氏、松井隆氏及び岩本一良氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 桑山賢治氏、松井隆氏及び岩本一良氏は、株主総会の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款第31条に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としております。松井隆氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、桑山賢治氏及び岩本一良氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年12月26日開催の第16期定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)としてご承認いただいておりますが、当社の業績向上及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、従来の当該取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、ストック・オプションとして新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されまると、本総会終結の時から引き続き4名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）となります。なお、各取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役に報酬として新株予約権を割り当てる理由及び相当とする理由ならびにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。なお本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが意見はございませんでした。また、本議案が承認された場合は、事業報告28ページに記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、本議案に基づき改定することを予定しております。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由及び相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数 5,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当社普通株式50,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は、10株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの範囲内で取締役会が決定する期間といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) その他新株予約権の内容

上記（1）から（6）の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以上